

(目的)

第1条 虐待対応専門職委員会は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という)の事業の一環として、高齢者や障害者の虐待対応・防止を中心とした専門相談や領域別の研修等を実践する中で、権利擁護を推進することを目的に設置し、併せて本会の関連する委員会及び岩手弁護士会等の関連団体との連携促進を図りながら、地域に根ざした社会福祉実践を支援していく。

(名称)

第2条 この委員会を、「虐待対応専門職委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 虐待対応専門職委員会の事務所は、本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 虐待対応専門職委員会の運営統括責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 虐待対応専門職委員会の活動範囲及び主な活動は、以下のとおりとする。

(1) 活動範囲

- ア (高齢者)養護者・養介護施設従事者による虐待
- イ (障害者)養護者・障害者施設従事者・使用者による虐待

(2) 主な活動

- ア 県・市町村及び関連団体の虐待防止実践に係る専門相談等
- イ 県・市町村及び関連団体の虐待防止に係る協議会委員の派遣並びに研修会への受講や講師派遣等
- ウ 個別課題対応に係る専門職のコーディネート等

(委員会)

第6条 委員は、虐待対応専門職委員会の企画及び運営管理を行う。

- 2 委員は、原則として当会が主管する生涯研修プログラムにおける基礎研修を修了している会員であるとともに日本社会福祉士会等が主催する全国研修を積極的に受講できるものを委員として12名以上で構成し、各ブロックから1名以上の推薦とする。

また関連団体等に所属し、その団体等から推薦された社会福祉士(当会会員)についても対象として取扱いできるものとする。

- 3 委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の関係者の出席を求めて、説明または意見を聞くこ

とができる。

(報告)

第8条 委員会は、本会理事会に活動内容、及び運営状況を報告するものとする。

(苦情受付)

第9条 虐待対応専門職委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

(その他の運営の留意事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。